白河民商
発行所
白河市天神町28
白河民主商工会
TEL(27)3161

税務署から消費税の確定申告に関するハガキが届いていますか？

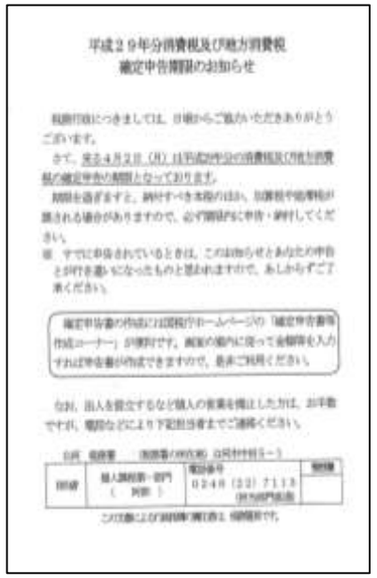
平成２９年分消費税及び地方消費税
確定申告期限のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、来る４月２日（月）は平成29年分の消費税及び地方消費税の確定申告の期限となっております。

期限を過ぎますと、納付すべき本税のほか、加算税や延滞税が課される場合がありますので、必ず期限内に申告・納付してください。

※　すでに申告されているときは、このお知らせとあなたの申告と行き違いになったものと思われますので、あしからずご了承ください。

確定申告書の作成には国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。画面の案内に従って金額等を入力すれば申告書が作成できますので、是非ご利用ください。

なお、法人を設立するなど個人の事業を開始した方は、お早めですが、電話などにより下記担当者までご連絡ください。

白河　税務署　（税務署の所在地、住所地を記入）

担当	個人課税第一部門（　　班）	電話番号 0248（23）7113（内線　　）	整理

この文書により納税義務が消滅するものではありません。

3月12日に所得税や消費税の申告が終了しホッとしているところだと思います。しかし、白河税務署は「平成29年分消費税及び地方消費税確定申告期限のお知らせ」を消費税申告者にハガキを出しました。**「すでに申告されているときは、…あしからずご了承ください。」**とはなっているものの申告が終了している人にとってはなぜハガキがくるのか申告が受理されていないのか不安になっているところです。税務署では周知の意味でのハガキで強制力は無いので理解していただきたいとの話でした。引き続き交渉していきたいと思います。

来年10月の消費税10%は中止に！

政府は来年10％への消費税増税は法律では決まっていますが、この景気の低迷の中10％への増税になったら、ますます景気は後退すると財務省と交渉しました。

財務省は「法律では決まっているが正式決定ではない」回答。「景気の落ち込みなどをみながら最終判断をする」との回答でした。

消費税10％増税中止の署名を一会員10筆、集めましょう！

社会保険労務士さんからの紹介で入会！

税理士にお願いしていた会社が社会保険労務士に紹介され民商に入会しました。

事業縮小せざるを得なくなり、事務所を撤退し会社休業をすることになったが、決算をしなければとのことで紹介されたと言います。今後は、個人事業者として事業を続けていくとのことでした。

支部だより

東支部役員会は3月22日（木）、田崎自動車事務所で開かれ、6人が出席しました。支部総会日程、新年度の役員と活動内容、本会・共済会の代議員について話し合いました。

昨年同様、役員が総会開催の案内を持って各会員を訪問する予定です。

西郷２支部役員会のようす

西郷2支部役員会

3月23日（金）蒼の里にて西郷2支部役員会が8人参加で開かれました。総会の日程や役員選出、来年度の支部計画などを確認し合いました。また、今年度拡大リレーにも挑戦して読者が増えたことの報告もありました。総会に向けては残目標を頑張ろう！との確認もされました。

白河民商定期総会

4／22（日）

二時半～

鹿島ガーデンヴィラ

総会に向けて支部総会を開きましょう。
（4月18日㈬合同理事会の前に必ず開催を！）

支部目標達成を！

4月の無料相談日

4月12日（木）午後4時～

ご相談のある方は事前にお申し込みください。